

民間資金等活用事業推進委員会  
優先的検討部会  
第2回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第2回優先的検討部会  
議事次第

日 時：平成28年10月27日（木） 9:55～11:26

場 所：中央合同庁舎8号館5階共用A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回の議論の振り返り
- (2) 事業手法選定にあたっての考え方
- (3) 優先的検討段階における収益化の考え方
- (4) 庁内推進体制の構築について
- (5) 報告事項

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻より若干早いのですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第2回優先的検討部会」を開催いたします。

私は、事務局であります内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております、森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、皆様に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、委員の先生方5名のうち、小幡先生は所用で御欠席なのですけれども、4名の委員と専門委員の皆様に御出席いただいております。過半数に達しているということで、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の資料についてなのですけれども、確認は省略させていただきますが、この中に席上配付資料が別綴じとして事例集と策定状況の速報があるのですが、調整段階の資料ということで、非公表とさせていただきたいと思っております。

以後の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくよろしくお願いいたします。

○根本部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、前回の部会の議論も踏まえて、事務局において作成いただきました運用の手引の骨子案などについて、審議を行います。

資料に基づきまして、資料1を事務局から御説明をお願いします。

○森企画官 資料1に基づきまして、幾つか議題があるのですけれども、まず「1. 前回の議論の振り返り」で区切って御説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして2ページ目なのですけれども、念のためスケジュールの確認でございます。前回、第1回で課題や論点について御議論いただきまして、それを踏まえて、本日、今回は第2回ということで、運用の手引の骨子を御議論いただきたいと思いますっております。

本日の御議論と、現在、分析中のアンケート調査を踏まえまして、第3回で手引の素案と規程の策定状況を踏まえたフォローアップについて御議論いただいて、最終の第4回で手引を取りまとめる予定で考えております。

続きまして、3ページ目は「1. 前回の議論の振り返り」でございます。

4ページ目は、前回に示させていただいたものでして、優先的検討プロセスに応じた6つの論点について、御議論をいただいたところでございます。その内容を次の5ページ目と6ページ目に簡単にまとめさせていただいているというものです。

簡単に振り返らせていただきますと、論点1「庁内体制」につきましては、「庁内体制のイメージを具体的に提示することが必要」ですとか、「担当部署にどのような権限を付与すべきか提示することが必要」といった御意見をいただいたところでございます。

論点2「対象事業の考え方」では、「PPP/PFI手法の導入に適した事業分野は金額基準によらず、検討の対象とされることが必要」といった御意見ですとか、事業分野にとらわれずに、「複合施設等の整備に関する考え方を提示することが必要」といった御意見をいた

だいたところでございます。

続きまして、論点3「適切な手法の選択」では、適切な手法の選択のために、「採用手法の特徴を示すことが必要」といった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、6ページ目の、論点4「簡易な検討表の数値の設定」では、「評価を経ずに行う採用手法導入の決定」に関する周知徹底が必要」といった御意見、「簡易な検討段階における定性評価の有効性を提示することが必要」といった御意見等々をいただいたところでございます。

論点5「コンセッション事業等の検討方法」については、「経営的な視点に興味を持ってもらうことが必要」ですとか、「先行して進めているようなところの検討過程を示すことが有効ではないか」といった御意見をいただいたところでございます。

論点6「PDCAサイクル」では、「行政評価項目にPPPに関する評価項目を追加することが考えられる」といった御意見をいただいたところでございます。

また「その他」で、新たな論点の追加もありまして、「考え方やアクションプランの啓発を改めて行っていくことが必要ではないか」といった御意見もいただいたところでございます。

いただいた御意見も踏まえまして、事務局で7ページのような骨子の項目を作成させていただいたところでございます。それぞれの項目の中で、項目と各論点の関係も示させていただいていますけれども、今、集計分析中のアンケート調査とか「優先的検討運営支援事業」もやっていますので、そういった内容も踏まえて手引に反映させていきたいと思っております。

改めまして、運用の手引の目的ですが、これは地方公共団体が円滑に優先的検討規程を運用するために、主に事例を中心として、さらに検討過程ごとのポイントも解説することを予定しております。

また、アクションプランを踏まえまして、特にコンセッションとか収益型事業とか、そういったことのPPP/PFIの推進をするために必要な項目を入れていくことを予定しております。

中身につきましては、また後ほど御議論いただきたいと思いますが、構成としては二章構成を考えておりまして、まずは「第一章 実行ある優先的検討の運用に向けて(基礎編)」で、1、2、3とあるのですが「1. 優先的検討指針に関する解説」は運用に当たっての課題の解説です。前回も御議論いただいた対象事業の考え方や庁内体制が課題になっているとか、そういったことをさらにアンケート調査も分析しながら、ここで解説をしまして、それを踏まえた形で「2. 事業手法選定にあたっての考え方」と「3. 簡易な検討における数値設定等」を、ここではお示ししたいと考えております。

赤枠で囲っているところについて、本日、御議論いただきたいと思っております。

さらに「第二章 PPP/PFIの推進に向けて(応用編)」で、主に大きく2つに分けていまして、まずはコンセッションとか収益型事業とか、いわゆる収益型の事業の検討の考え方

を、事例集を中心に事例集と考え方ということでお示ししたいと思っております。

また、庁内推進体制の構築で、こちらも後ほど御説明させていただきますけれども、先進的な自治体にヒアリングを行っておりますので、そういった事例を中心に、これもお示しをしていきたいと思っております。

本日は、大きく3項目です。「2. 事業手法選定にあたっての考え方」と「4. 」及び「5. 」の「収益化の考え方」と「6. 庁内推進体制の構築について」で、どのような項目を盛り込んでいくかを御議論いただければと思っております。

説明は、とりあえず一回ここで切りたいと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

細かな御説明はこの後にお願いするとして、まずはここまでの構成について、何か御質問、御意見があればお出しください。いかがでしょうか。中身を聞いてみないとわからないという感じですよ。

構成も含めて後ほどまた議論があるかもしれませんが、ひとまず先に進めていただいて、まずは「2. 事業手法選定にあたっての考え方」を御説明をお願いします。

○森企画官 続きまして、8ページ目から「2. 事業手法選定にあたっての考え方」ということで、本日の項目につきまして、運用の手引策定に向けた、前回御議論いただいたことを踏まえた対応と、事例集をつくろうということ考えているのですが、その事例について、説明をさせていただきます。

まずは9ページ目に1、2、3とありまして「1. 運用の手引策定に向けた考え方」は、前回、資料で説明させていただいたところでございます。それを踏まえて「2. 部会意見」で、前回の部会で、先ほども説明させていただいた意見を記載させていただいています。

「3. 部会意見を踏まえた運用の手引策定に向けた対応」で、それを踏まえて運用の手引策定に向けた対応ということで記載させていただきました。

対応としましては、1番目で、PPP/PFIでの実績が多い事業分野を抽出しまして、分野ごとに事例を収集して提示するというので、提示に当たっては、分野ごとの特徴はもちろん出しますが、事業費とか人口規模の分布もあわせて記載するというので、適切な事業手法の選択のために、簡易な検討とか詳細な検討とか、そういったところの省略に資するような参考事例集を目指していければと思っております。事業分野でありますけれども、複合施設の実施時例と特徴も紹介したいと思っております。

さらに10ページ目は、対象とする事業分野の考え方で、これまでの実績が多いような事業分野を対象として掲載したいと考えていまして、現段階の案として10の施設を挙げております。事業分野は内閣府の分類ということもありますので、ここは今後、いろいろ各省とかとも協議、精査なりをしたいと考えております。

これらにつきまして、事業分野の特徴を示して、さらに、個別事業についての事例も掲載したいと思っております。今後、今の施設の老朽化とか、効率的な利用が求められているといったところで、R0方式とか複合施設についても、この対象事業分野の中で事例を掲載して

いきたいと思っております。

次に、11ページ目、12ページ目が具体的にこういったことを盛り込もうといった中身になります。ここでは項目しか書いていないのですけれども、イメージとしては、席上配付資料で「運用手引事例集イメージ」をつけさせていただいています。こちらも後ほどごらんになっていただければと思いますが、まずは資料の11ページ目でいいますと「①想定される事業手法」と「②PPP/PFI手法の導入の考え方」、あとは「③PFI事業の実績」、「④個別事業の事例について」ということで載せたいと思っております。

例えば「③PFI事業の実績」でいきますと、その分野のVFMの傾向とか、事業費の分布です。指針や策定の手引では事業費基準を10億円、1億円としておりますが、ここでは事業費の分布といったものも示したいと考えております。

さらに「④個別事業の事例について」で、庁舎の事例では、ここでは11事例を書いておりますけれども、こういった形で事業名、事業方式、概要、人口規模、事業費といった内容で、個別の事例をお示ししたいと考えております。特に人口規模の小さな自治体の実施事例とか、10億円未満の事業費での実施事例もお示ししたいと考えております。

続きまして、12ページ目は、今、1事業につき1行で書いていたところをさらに個別の事業で1枚にすることも考えておりまして、さらに詳細ということで、事業の概要とか、官民の業務分担とか、事業費、VFMとか、基本構想の段階からの検討スケジュールとか、PPP/PFI手法導入の効果ということで、可能な範囲で創意工夫のポイントとか、利用者数の増加とかサービスの向上とか、地域経済の活性化とか、盛り込むことが可能なものはどんどん盛り込んでいくということで、自治体で同種の事例を検討する際の参考事例集としたと考えております。

「2. 事業手法選定にあたっての考え方」につきましては、以上でございます。

○根本部会長 きょうの第1の論点ですね。事業手法の選定に関する考え方ということで、御説明をいただきましたが、ここに関しましてはいかがでしょうか。事業分野の分類あるいはこれ以外はないのかとか、それぞれまとめる際の内容、項目、このあたりについて、いかがでしょうか。

どうぞ。

○北詰専門委員 2つないし3つあるのですが、1つ目は、10ページの対象とする事業分野についてなのですが、私の知る限りそんな感じだと思っているのですけれども、なぜこの事業分野の例が多いのかという点について、見る側がよりわかりやすく表現できる必要があるのかなと思います。

例えば、庁舎、宿舍のほうはあれとしても、小中学校であれば、教育を進めながら建てかえをしていくのはどうすればいいとか、すごくポイントだろうし、給食センターだったら、新しい技術が導入されたとか、そういうものですね。あるいは温度分布がいろいろあるのに、どう管理して、かつ、衛生的にやってアレルギー体質の給食を出すとか、かなり高度なマネジメントが要る設計だとか建築だとかが要るから、そういうものだと。

廃棄物処理も廃棄物がどんどん減少していく中で、新しい炉をどのようにしていくかとか、複合施設をどのようにしていくって価値を高めるかとか、いずれにしろ、建前論というか本筋から申し上げれば、民間の提案がどんどん入って、効果、価値を上げられやすい分野だから導入が進んでいるというのは、一応、本筋ですよね。いろいろほかに政策的、政治的バックでふえている部分もあるのだらうと思いますけれども、そういったところが、なぜこの分野は適用事例が多いのかについて、よりわかりやすくこの分類、事業分野の考え方を提示したほうがいいかなと思うのです。

理由は、これだけをぼんと出してしまうと、この分野さえやればいいではないかみたいな雰囲気が出てしまうので、なぜこの事業分野が多いのか理由がわかれば、その理由を共有するほかの分野への転換のきっかけになると思うので、その辺の出し方を考える必要があるのかなというのが1つ目です。

2つ目は、11ページに「③PFI事業の実績」があって、VFMの傾向とあるのですが、これは具体的にどういうことでしょうか。10%出ました、8%出ました、12%出ました。こういうものは数字としてありますよね。そのほか、何をもちいてどの項目でVFMが高くなったか、例えば複数のプロセスを合併することによる効果だとか、あるいは早期供用効果で何%出たとか、そういうものを出されるという意味なのですか。その辺がもしわかりましたら、実際に出そうと思ったら、報告書よりさらに奥まで戻らないと、出ないのではないかと思うのですが、大丈夫ですか。出たらすばらしいことだと思いますので、ぜひ出せばいいと思うのですが、大変なのではないかと思うのです。

ただ、ぜひ出していただきたい。どの項目でもVFMが出る。実際に、私もいろいろところでやらせていただきまして、何でこのVFMに期待されているのですかと聞いたときに、行政担当者は答えられないことのほうが多いのです。なので、ぜひそこら辺をつくっていただければと思います。

3点目は、気持ちだけの問題なのですが、12ページの3番目の、官民の業務分担なのですが、単純に官と民の業務分担をドライにリストアップするのではなくて、背後にでもいいし直接的でも結構なのですが、官の皆さん方がどういう考え方とというか、もっと言え心構えでということなのですが、この事業にいくべきなのかが本当はわかる必要があって、まさかここにぼんと心構えを書くわけにもいかないのですけれども、それがわかるような形の表現での業務分担、例えば官民の業務分担がグレーゾーンのときに、官側が積極的にその業務をとっていくのだとか、あるいは民側に適切なリスクであればどんどん渡していくことで、そこに民のリスクによる価値の生み出しみたいなものを誘発していくべきなのか、あるいは次の人、次の人間に仕事を配置転換とかで委ねていくときに、この業務分担の考え方について、しっかりと申し送りをすべきだとか、そのような表現の中に、官の人たちの心構えみたいなものが見え隠れするような表現が欲しいというのが希望と言え希望です。

○根本部会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○下長専門委員　まずは、具体的なところで、事業分野のところの意見なのですが、割と自治体とお話をしていると、これから有望なというか、施設分野としてここで書かれていない分野でいきますと、斎場がありまして、建てかえ時期にも差しかかっておりまして、PFIの案件も結構あるかと思えます。ということで、どこに分類するか、あるいは何かに含まれているという整理でも構わないと思うのですが、斎場の位置づけは入れていただいたほうがいいのかなど。

もう一点、これも文化交流施設の中に入るかもわからないのですが、コミュニティー施設、昔でいう公民館です。集会施設という言い方にもなるのかなと思うのですが、そういったものもかなりニーズがあるのかなと思っておりまして、この中の文化交流施設の中に入るということであれば、それでも構わないと思います。

もう一点は、福祉施設で、福祉施設は高齢者のものと、子育て系のものがあるかと思うのですが、それについても、この分類の中でどこかに入るのかどうかを含めて、私見としては置いたほうがいいのかなどと思います。

分野とは違って、2点目なのですが、論点が「2. 事業手法選定にあたっての考え方」ということで、優先的検討の中で検討するに当たって、この分野であればこういった手法が割と適合性が高いのではないのかという傾向だとかをここで示されるのかと思うのですが、今、北詰先生からも言われたこととほぼ一緒なのですが、分野の特徴だとか手法の適合性の整理を先にしっかりしておく必要があるのかなど。この分野だから必ずこの手法という対応でもないかと思えますので、何をもって適合性が高い、低いというあたりの整理が必要になってくるのかなど。

そのときに、もともと優先的検討の中の事業手法とは何なのかと網羅されているところに、運営だけのものと設計建設を含むものと、設計建設だけのもので整理されているかと思えますので、仮に学校であったときに、運営だけを対象にする場合と設計建設を含む場合とかで、選択される手法は当然、変わってくるかと思うので、そのあたりの整理もこの「2. 事業手法選定にあたっての考え方」の中で整理していく必要があるのかなどと思いました。

以上です。

○根本部会長　横山さん、お願いします。

○横山専門委員　まず、基本的には、大変いい事例集の方向性だと拝見しております。その上で、北詰先生、下長先生がおっしゃった点は、本当に私も同感であります。

さらに私からつけ加えるとするのであれば、例えば席上配付資料の2ページにございますように、ここは庁舎について、いろいろなパターンをお示しいただいていると思います。このことをより項目出しといいますか、わかりやすく自治体側には伝える必要があるだろうと思います。北詰先生がおっしゃっているところに通じるころだと思えます。

例えば庁舎とホテルの統合の場合とか、こういう場合にはこの手法が適しているのだというところまで示すとわかりやすいというのが一つかなと思います。



先ほど官民の分担の話しがございました。これは全般的なことにも通じてしまうのかなと思うのですが、私が最近、思っておりますのは、この事例集そのものは、どちらかと言えば行政向けでございますよね。

それは当然、そうであるべきなのですが、一方で、民の側から見た分担論をもう少し、この優先的規程でできるかどうかは別のことかもしれませんが、その辺の民側から見たインセンティブと申しますか、そういったところをどこかで打ち出していく必要があるのではないかと。先ほど申し上げた、こういうパターンだから、民もこういうことで入っていきますと示していくことが、どこかの段階で必要なのではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

○根本部会長 分類のところと中身の書き方のところで両方ありましたけれども、私から、分類に関して言うと、この分類はPFI推進室が伝統的にとっている分類ですよ。一つあるのは、アクションプランで掲げている重点分野ということで、道路とか空港が入っているので、そういうものはどこに入れるのかなというのが一つ。

指定管理者も今回、このターゲットに入ってくると思うのですけれども、指定管理者の分類が、総務省が分類しているのはレクリエーション、スポーツ、産業振興、基盤、文教、社会福祉なのです。それにそろえる必要はないのですけれども、これはどこに入るのかわかるようにする。

先ほど御意見がありましたけれども、社会福祉に関しては、これは入っていないのです。総務省の分類だと、病院が社会福祉に入っていて、何となく病院が避けられているような感じなのですが、淡々と記載するというのであれば、そういうものも本当は入れないといけないと思うので、分類については、考えたほうがいいかなと。

あとは事例集のほうにも入ってきますけれども、公的不動産あるいは包括委託もあるのです。事例のインデックスのつけ方は結構難しいと思うので、大事なものが漏れないように、こういうことをやればいいのかというもののなか、ちゃんと入れておくのが大事だと思います。

事例の中に関しては、割と淡々と行政の人だと書いてしまうと思うので、特に気をつけたところみたいな、工夫したところみたいなものをうまく書いてもらうなり、引きずり出すなりです。先ほど給食センターの話で出ましたけれども、結構給食センターで差が出ているのが、栄養士業務。

栄養士業務はもちろん自治体の仕事なのですが、献立作成を栄養士だけがやるのか、あるいは民間の人も入って一緒に相談しながら、民間に支援してもらうのか結構分かれていて、絶対に民間の意見を聞かないところがあるのです。

民間には食育を触らせないみたいなのところがあるのですが、それはちょっとおかしくて、そういうことも民間の意見を聞きながら、いいと思えば取り入れればいいし、だめだと思えばやめればいいのかという、権限が官にあること自体は全然否定されていないのに聞か

いみたいなものがあるので、逆に聞いて、すごくよかったという事例、私が聞いているのは、姉妹都市のメニューを導入して、商社が入っていて、食材も商社が調達、推薦して買ってきて、非常に国際性がアップしたみたいな話があるらしいのですが、そういうものをなぜ忌避するのだろうかなど常々思っているのです。

例えば、そのようなポイントがうまく書かれる。ワンポイントメモでもいいのですが、そういうものがこういうまとめ方をしてしまうと排除されるおそれがあるので、その辺は気をつけていただければと思います。

あとは先生方皆さん同様のことをおっしゃっているので、いいかと思います。

時間もあれなので、次に参りますが「3. 優先的検討段階における収益化の考え方」です。お願いいたします。

○森企画官 資料で申しますと13ページ目からになりますけれども「3. 優先的検討段階における収益化の考え方」ということで、御説明したいと思います。

まず「①運用の手引策定に向けた対応」と「②収益化に向けた考え方（アクションプランの解説）」で、あとは収益型事業とコンセッションそれぞれについて、事例と検討の留意点と検討プロセスについて、手引に盛り込む内容ということで、説明させていただきたいと思います。

まず、14ページ目でございますが、構造は先ほどと同じで、1で前回示しました考え方で、2は部会でそのとき出された御意見、それを踏まえた手引策定に向けた対応ということで、書かせていただいております。

「3. 部会意見を踏まえた運用の手引策定に向けた対応」ですけれども、まずはアクションプランの考え方を改めて解説する。さらに、収益型事業とかコンセッション事業の事例を提示する。収益型事業やコンセッション事業の検討方法・留意点を説明する。この3点を考えております。

続きまして、15ページ目ですけれども、まずは収益化の考え方でございまして、アクションプランの考え方を改めて周知・啓発するというところで、具体的にはここに書いてありますとおりでありますが、新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制による経済・財政一体改革推進とか、そういったことのために推進が望まれているということとか、一番下の運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制を図るという姿勢が重要といったことがアクションプランに記載されていますが、そういったことを改めて周知することとしたいと思います。

続きまして、16ページ目以降、まずは「3-1. 収益型事業について」で、事例と留意点と検討プロセスということで、示させていただいております。

まずは事例についてで、これが17ページ、18ページとあるのですけれども、17ページにつきましては、収益型事業と一口に言っても、検討に当たってのアプローチの仕方とかで幾つかのパターンがあるだろうということで、まずは事例とか留意点とかを提示するに当

たって、大きく2つのパターンに分けております。

利用料金収入型というパターンは、公共施設そのものに利用料金収入があつて、費用を回収する方式のこと。もう一つの大きなものが、民間施設併設型で、これは公共施設と民間施設が併設するもので、大きくはこの2つに分けているというものです。

続きまして、18ページ目が、事例のイメージということで書かせていただいております。個別の事例に沿って、収益化の概要とか、事業実施の背景とか、あとは官民対話。収益型事業の場合、官民対話が重要になってくると思われまので、官民対話の実施内容とか、実施による効果、収益化したことによる効果、先ほどもありましたが、利用者の増加とかサービスの向上、地域経済の活性化とかをここで盛り込みたいと考えております。

続きまして、19ページ目は実施にあたっての留意点でございますけれども、こちらは既に先進的な地方公共団体で、さまざまな指針等で収益事業の併設についての留意点等を記載されているということで、こういったものを参考にさせていただきたいと考えております。ここに書かれていることはおおむね、例えば「民間事業者の経営リスクを十分検討することが必要」といったこととか、「立地条件を踏まえた適切な事業想定が必要」といったこと。こういったことが中心に書かれているものでございます。

20ページは、検討プロセス（案）で、一つの考え方を示させていただいたものでございます。これは事業の発案から簡易な検討、詳細な検討、事業の実施ということで、優先的検討のプロセスに沿って記載をさせていただいているところですが、簡易な検討では、事例等を踏まえ公共施設部分の費用総額の比較を行うといったことで、必要に応じて官民対話を実施することで、まずは収益化の可能性とか、事業方式について、官民対話を実施することが考えられるということで、記載をさせていただいています。

ここで、利用料金収入型と民間事業併設型では、若干、例えば利用料金収入であれば、その事業、その収益化の可能性をお聞きするといったことで、民間事業併設型で言えば、どのような民間事業であれば実現が可能かを確認する。

そういった官民対話を実施することが考えられるということで、記載させていただいております。

さらに詳細な検討では、市場調査を実施して実施の可否を評価するといったことを記載させていただいているところでございます。

次のページからは参考で、幾つかつけさせていただいてまして、21ページ目は、既に出させていただいている指針をつけているものです。省略をさせていただきまして、22ページから24ページにつきましては、官民対話の手法についてで、22ページは国交省で検討されているものですが、事業の段階に応じて多様な官民対話の手法について御検討されているということで、こういったものの紹介とか、次の2ページは横浜市でやられている事例ですが、例えば24ページ目に行きますと、こちらも目的によって事業の検討の早い段階から実施するものですか、事業者の公募の前に実施をするものとか、あるいは両方の段階とか、そういったことをやられているので、これをもう少し分析なりして紹介し

たいと考えております。

以上が収益型事業でございまして、続きまして、25ページ目から「3-2. コンセッション事業について」でございまして、事例についてと選定に当たっての考え方と、検討プロセス（案）について、御説明をさせていただければと思います。

まず、事例なのですけれども、26ページ目にございまして、事例につきまして、コンセッション方式の採用事例は多くないので、手引におきましては、四角の中で囲っている事例の、実施方針とか特定事業の選定とか、そういった結果からコンセッション方式の選定に至った考え方を示すこととか、各省で策定されていたり、まだ策定中といったものもあると思うのですが、ガイドラインといったものから、コンセッション事業の検討の方法や留意点等を示したいと考えております。

27ページ目から個々の事例を抜粋させていただいたものでして、27ページ目から29ページ目が、それぞれ国立女性教育会館と仙台空港と浜松市の公共下水道で、こちらの特定事業の選定から抜粋をしているものでございまして。個別の説明は省略させていただきまして、31ページで説明をさせていただきたいと思っております。

30ページ目は、文部科学省でコンセッションの可能性に関する論点整理ということで、今、まさに有識者委員会でそういった可能性の検討をされているところでございまして、中間まとめが公表されておりますので、こういったものを参考に検討を進めているところでございまして、31ページ目でこれらの事例とかを踏まえまして、コンセッション方式の選定に当たっての考え方ということで、示させていただいたものでございまして。

真ん中の四角で「コンセッション事業の適性について」と書かせていただいておりますけれども、こういった観点で効果が見込めるかどうかを考えていくのが一つの方法として考えられるのではないかとということで、記載させていただいております。

コンセッション事業の適性であれば、長期の運営期間とか民間事業者による更新投資、民間事業者による利用料金設定、民間収益事業との一体運営やまちづくり、契約による適切なリスク分担といった観点から効果が見込めるかといった点について、官民対話を行っていくことが考えられるのではないかとということで、記載させていただいております。

続きまして、32ページ目が検討プロセス（案）でございまして、こちらにつきましても、簡易な検討で公共施設部分における費用総額の比較を行うといったこととか、先ほどのコンセッション事業の適性の有無の検討でも御説明しましたが、そういったところで官民対話を行っていくことが考えられるのではないかとということで、こういったプロセスの案を示していければと考えております。

説明は簡単ですけれども、以上でございまして。

○根本部会長 ありがとうございます。

ここは皆さん、前回に御意見を大分出されたところでもあるので、それが反映されているかどうかも含めて、改めて気づいた点があればお出してください。

今度は横山さんから。

○横山専門委員 収益を評価していこうということは非常に大事だろうとは思いますが、私は最近、考えているところがありまして、収益といっても、本当に大規模なすごい利益を生む施設や分野から、あるいは今、私が研究しておりますのは、小さな拠点におけるPPPを考えておりまして、そうしますと、そうした地域、過疎とかそういったところで、すごい利益が見込めるということはまずあり得ないわけなのです。

しかしながら、私は過疎とかそういったところを、何とかPPPの導入によってコミュニティーを維持していくこととか、拠点を集約していくとか、そういったときにPPPは一つの有効な手法になり得るのではないかと提言しようと思っております。そうすると、収益という言葉が、一つのソーシャルビジネス的に、そんなにもうかりはしないけれども、一つのビジネスモデルを示すことが重要になってきているのではないかと考えています。

従来、そうした地域への支援は、ひどくNPO的な、ボランティア的な発想が多かったのですけれども、それでは、地域は成り立たないという中で、いかにビジネスモデルを構築するのかといったところが問われているかなと思います。

しかし、地方自治体としましては、そういったところに企業が来てくれるのかどうか。そういう心配もあるわけですが、そこは十分ビジネスとして成り立つのですということを示していくことが必要ではないかと考えていきますと、大規模な施設分野と同時に、非常に小規模なものにおける収益についても示していくことができればいいのではないかと考えております。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰専門委員 2つありまして、1つ目は、市場調査だとかマーケット調査は誰が得意かということです。大きなPFIプロジェクトであれば、大きな業者がくっつくでしょうから、多分、お得意なので民間が得意なのだと思うのです。コンサルタントもつけられる機会があればつけばいいと思うのです。

そうすると、今度は、何か交渉事をやるときに、官側の人たちが、誰が市場調査をやるにしても、民間がやった市場調査の結果に相当引っ張られないかというのが懸念されるのです。実際にやるのは、官側が発注した市場調査であったとしてもという意味です。例えばこういう混合型というか、施設の中に一つやったときに、そのプロジェクトのコンセプトに沿った複合施設みたいなものがあつたとしても、やっている間にコンセプトから少しずれるのだけれども、マーケットとしてはとても魅力的だというものが出てくるのです。例えば地元の食材を出すレストランですと言っていたのに、いつの間にか全国チェーンのレストランがひょいと入りそうだというケースなどはいっぱいあるのです。

そのときに、民間の市場調査のほうが強ければ、こうでないといかないのですと言われたときに、官側がどこまで反論できるかです。反論できなかつたら、もうやりませんと言って店自体が終わって店じまいをされてしまうと困るので、どうしても交渉事の中で官側が引かなければしょうがなくなるということもあるので、その辺が少し、ここぐらいまで

は市場調査上認めるというグレーゾーンの駆け引きみたいなものの強さ。これは官側が少し力をつける必要があるかなと。それは幾つか経験と事例みたいなもので、官側が市場調査の実力をつけていかざるを得ない。その部分を指摘する必要があるかなと思います。

一方で、20万以上という縛りでいくと、非常に人口規模が小さいところだと、場合によってはオファーしてきた民間側のほうが市場調査は決して得意ではない場合がある。この場合は、官側がやらなければいけなくて、ますます官側の市場調査の役割が非常に大きくなるので、やってみたはいいがうまくいかなかったみたいなどころが実際に起こらないようにする必要があるというところがあります。これは官側に、本来の公的な仕事の中では、得意ではない部分の市場調査の実力をつけるのが一つの大きなポイントになっているのではないかと思います。

2つ目は、官民対話なのですけれども、これも数は少ないのですが、例えばインターネットだとかそういうところで公表されている官民対話の議事録とか記録などを拝見すると、単なる質問コーナーみたいになっているところがあります。

幾つか事例としては、何か民間の提案があって、その提案を生かして非常に有効な対話となされている例は見るのですけれども、まだ数が少ないかなと思います。ここでの御提案の部分の官民対話も、そういった有意義な官民対話にするために、ストレートに申し上げれば、民間の提案をどこまで誘発したのかという点を少し、例えば事例だとかそういうものを見たときに、より注意して御指摘いただければ、公表されていない官民対話の議事の中にもたくさんあるはずなのですが、そういったところが見出せると、官民対話はより有意義なものになっていくのかなと思います。

以上です。

○根本部会長　お願いします。

○下長専門委員　収益型事業というキーワードで、アクションプランの中でもまさにここを一番広げていきたいという姿勢が出ているということで、重要な論点かと思います。

その中で、15ページの資料に推進の考え方をまとめていただいて、最後に運営費など一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても。この場合、混合型も積極的にということで、これは非常に重要だと思っていて、むしろこのケースがほとんどだと私は思っていて、逆にこの部分が今、多くの自治体でどのようにすればいい事業になるのか思い悩んでいるところだと考えています。

素直に全ての費用を回収できるような黒字型の事業であれば、素直に運営権が成立するのですが、それがなかなかできない中で、混合型というあたりが実務的にも非常にスキームのたてつけが難しくなるものですから、そのあたりはこれまでサービス購入型のわかりやすい事業だけが先行してなかなか混合型のところの広がりが出ていないというところになりますので、この点をしっかり手引の中で整理ができると非常に有効になるのではないかと思います。

これは私もいろいろなところで話す機会があると言っているのですけれども、今までPFI

が非常にコスト削減だとか、コストダウン型の発想でずっと事業が進んでいたのですが、まさに収益型という言葉で、価値を上げたりバージョンアップするのだと。そこにこそ民間のノウハウを出してほしいというあたりをぜひメッセージ的に手引の中で示していただければありがたいと思っております、それがひいては公共の財政負担を減らすのだという流れで収益型という整理ができれば非常にいいのではないかと感じています。

以上です。

○根本部会長 事務局から、今のところで何かありますか。

○森企画官 御指摘を踏まえ、事例集でいろいろ、例えば事例ですと18ページ目で官民対話について記載させていただきまして、効果等も記載させていただきまして、さらにこういったところを個別の事例とかもヒアリングをさらに詳細にさせていただいて、さらに充実させていただければと思っております。

○根本部会長 22ページの官民対話の件で、9月中を目途に策定予定と書いてありますがけれども、これは今、どうなっているのですか。

○阪口参事官補佐 予定だとあしたと聞いています。

○根本部会長 わかりました。

それが出れば、またがらっと評価が変わるような気がするのですがけれども、ここは非常に大事なところなので、どうですか。皆さんの意見を聞いて、先生方のほうでまた追加があれば。

○北詰専門委員 ここでの対話は、いわゆる英語でいうところのダイアログですよ。競争的とは限らない。基本的には、対話ですよ。

○阪口参事官補佐 はい。

○北詰専門委員 国際的に見れば、英国だとかそういったところに対話のマニュアルだとか、情報、フレームだとか、こういうことに気をつけて対話しなさいみたいなものが出ていますよね。多分、国交省さんはそれを踏まえてまとめて出されるという理解なのですか。

○阪口参事官補佐 ここで示そうとしているのは、いろいろな対話の方法があって、事業の最初の段階からやるものから、実際に対話をした結果、そのまま事業の実施につながるような対話まで、対話も恐らくいろいろな種類があるだろうという中で、いろいろな対話の種類を示されていくということだと理解しています。

○北詰専門委員 そういう条件があって、それぞれの事業者というか自治体はそのプロジェクトに合った対話のスタイルでやっていきなさいと。目的としては、対話の中で官民のコミュニケーション、ギャップをまずは少なくしましょうという話と、先ほど私が申し上げたような、できるだけ民間の提案みたいなものが誘発されるような仕組みと、参加した人たちの心構えみたいなものを書いてあるといいですね。

○根本部会長 ほかにこのテーマはいいですか。

最後に出てきた、混合型というのかどうかですけれども、収益で全部回収するか、全て

税金でやるかという2択ではないということ、もうちょっと強調したほうがよいかなど。地方議会の議事録とかを読んでいると、収益でできないのだったら税金でやったほうがよいという議論を堂々としているところはまだいっぱいあるのです。

多少収益が足りなくても、補助金がそれだけ減るのだから、それをメリットにするということが、まだ合理的に理解されていないところが結構あって、あるところで医療関係のプロジェクトをやっていたときに、普通会計から毎年3億円繰り出している。これをPPPでやると1億5,000万円の繰り出しで済むというので、原案を出したら、1億5,000万円繰り出すのだったら3億円のほうがいいのだみたいな、そんなことが現に起こっている、中間にいろいろな選択肢があるのだと。その中で最適なものを選びましょうという、普通に考えれば当たり前のことがまだ当たり前ではない世界は結構あるのです。

それはこういうところでしっかり位置づけて、公的な補助がいろいろな形であったとしても、今までの負担よりも下がるのであれば、その分望ましいことだと。そういう場合でも、運営権対価はマイナスですけれども生じるし、コンセッションをやってもいいし、コンセッションにならない収益型でも構わないということをもうちょっと強調してほしいと思います。

よろしいでしょうか。

最後のテーマの「4. 庁内推進体制の構築について」の御説明をお願いします。

○森企画官 それでは、33ページ目からが「4. 庁内推進体制の構築について」でございます。こちら手引策定に向けた対応と、庁内推進体制の事例と、あとは第三者評価の仕組みについて御説明をさせていただきます。

まずは34ページ目でございますけれども、こちらは1と2は省略させていただきまして、「3. 部会意見を踏まえた運用の手引策定に向けた対応」としましては、まず、今般、庁内推進体制を構築している地方公共団体へのヒアリングを実施しておりまして、そのヒアリングを行った団体の庁内推進体制の特徴とか、推進体制等で工夫した点を事例として紹介させていただく。また、現状行われている行政評価等のPDCAサイクルの仕組み等を紹介する。このような構成でいきたいと思っております。

続きまして、35ページ目ですけれども、まずは庁内推進体制の事例についてで、こちらは6つの地方公共団体に対してヒアリングをこのたび実施したところでございます。6カ所の選定の考え方としましては、既に庁内推進体制を持って進めておられる地方公共団体とか、継続的に事業を実施している地方公共団体とか、人口20万人前後の規模、それだけではないのですが、そういったところも選定をしたところでございまして、実際の一覧がこの6つで、さいたま市、大阪府の枚方市、愛知県の岡崎市、豊橋市、兵庫県の川西市、千葉県の本郷市で、20万人以下の川西市、本郷市といった比較的小規模の団体も選定させていただいたところでございます。

事例について、こちら36ページの表のような形でまとめたいと考えておりまして、6つの事例につきましては、席上配付資料の真ん中から後ろのほうに、それぞれの6つの団



体のヒアリングの結果といえますか、庁内体制の特徴をこの様式で記載を全部させていただいたところでございます。

この中で、まずは「①自治体概要を記載」ということで、人口規模とかPPP/PFIの実施状況といったことを書き、その次に「②PPP/PFIの事業化の検討フロー」で、これは縦に優先的検討のプロセスが、横に所管課、全体を統括しているような推進している部局が何をどの段階でやっているのか、あとは検討会議体といったものはどのようなものがあるか、首長がどのようにかかわってきているか、議会・住民がどのようにかかわってきているかといったことをフローでお示しするといったことを考えております。

右側に行きまして「③関係部署等の役割」で、所管課の役割とか専門部署の役割とか構成とか権限とか効果とかも記載したいと考えております。

あとは検討会議ということで、例えばさいたま市ですと、都市経営戦略会議とか、行財政改革推進会議とかで方針を決定しているわけですが、そういった内容を書きたいと思っております。

「⑤その他推進にあたっての特徴」で、ここはトピック的にぜひアピールしたいポイントとかを書いていきたいと考えております。

37ページ目が、ヒアリングで確認できた特徴的なポイントと書かせていただいておりますが、プロセスとか役割では、どの自治体もちゃんと調整とか検討のプロセスが明らかになっていて、関係部局の役割も明確になっているというのが大きな特徴として挙げられていたかなと考えておまして、推進部局、別途専門の部署がサポート役として、所管課の支援なりを実施していて、それが庁内の組織として定着化しているといったことが挙げられたかなと思います。

また、推進部局がPPP/PFIの経験とか情報とか、そういったものを蓄積しておまして、全庁的に事業推進が可能になっているといった特徴が挙げられていたかなと思います。

最後に38ページ目は、第三者評価の仕組みでございまして、こちらは、現在あるのは主に事業化の段階と、PPP/PFIの実施段階でモニタリングをしている事例でして、事業全体としては多くの自治体で、いわゆる行政評価がやられているところでして、一つの考え方としては、優先的検討段階における評価でこういった既存の今、事業プロセス全体でやられている行政評価も多くの自治体でございましてというところもありまして、例えば既存の仕組みを活用してやっていくことも考えられるのではないかとこのところで記載させていただいております。

説明は、以上です。

○根本部会長 それでは、御質問、御意見を申し上げます。

○下長専門委員 この庁内体制は、席上配付資料でいろいろな事例を集めていただいて、まだ詳細までは見られていないのですけれども、非常に有用な資料になっているのではないかとすごく思いました。

これは見るだけでも、共通している部分もあれば特徴的なところもあるのかなというこ

とで、そのあたりを整理していけば、後発の自治体にとっては非常に参考になるのではないかと感じました。

そういった中で、ここで挙げられている自治体とかがPFIとかPPPで先導自治体ということで、今後もPFIとかを引っ張っていただく役割を担っている自治体になるかと思いたいで、何らかそういう位置づけを与えるというのはおかしいのですが、成功しているとか、いろいろなトライ・アンド・エラーをされている経験も蓄積されている自治体が今後の自治体を引っ張っていくのだという流れをつくるような支援だとか、そういうものを国としてもしていただければ非常にいいのではないかと感じました。

ものすごく苦勞されていると思うのです。中には、自治体によっては、やっているのだけれども苦勞と成果のあたりで悩まれている自治体も結構あるように私は感じていまして、そういった中で、せっかくここまでした苦勞を無駄にすることがないように、次につなげていくというあたりの情報発信を含めて、そういう環境づくりをぜひ国でしていただけるとありがたいと思います。

○根本部会長 北詰先生。

○北詰専門委員 2つありまして、1つはシンプルなのですが、推進部局の設立経緯はわからないのでしょうかということなのですから、でき上がっているところにヒアリングに行かれたのですよね。ですから、全ての自治体で全部つくらなければいけないということは毛頭ないのですけれども、推進部局を設立するほうが望ましい自治体における推進部局の設立を促す意味でも、そういうものが明記されているといいかなとは思っています。

2つ目は、難しいのですけれども、PPP/PFIでつくられる幾つかの公共施設は関連計画がいろいろありますよね。公共施設の再配置計画とか、それこそ先ほどおっしゃった小さな拠点のものもあるでしょうし、立地適正化みたいな話もあるだろうし、そういったものに関連する部局と、どのように分野横断型にやっているかについて、今、ここでは行政改革部局の権限と、検討会議の中身が書いてあるのですが、その中でどのような議論がされたのかの概要というか、頭出しでいいと思うのですが、それが例えばその後の記載に中に入っているといいかなとは思っています。

下手をすると、ただ、その会議に参加してその部局の要望だけしゃべって帰ってきましたみたいな会議があり得るわけですから、本来は何かお互いの計画の中でバッティングしたり、あるいは協議することで創造効果をもたらすようなことが有意義に議論されることが望ましいわけですが、特に地方自治体の中でも、必ずしもそういう分野横断型の融合に慣れていない部署の場合は、会議にただ参加して要望だけ言って帰ってくるということがあり得るので、会議だけ書かれると形骸化している分野横断型の議論が行われ得るので、それをカバーするには、最後のほうにこういう推進部局がかなりリーダーシップをとりましたという記載があるといいかなとは思っています。

以上です。

○根本部会長 はい。

○横山専門委員 私からは2点ございますが、1つは北詰先生がおっしゃったところに通じてくるのですけれども、現場の実態から申し上げると、一つは、こうした専門の室ができて、今、北詰先生がおっしゃったように、庁内から孤立するということがあります。逆に既存の行革担当課みたいなのところがあって、あとは総合政策課とか企画調整課という名前で、中枢の首長直結型の部署、内閣府みたいなのところと、新たに公民連携推進室ができて、乱立することもあります。

そういういろいろな問題があるということも、ぜひ示していただいたほうがいいのではないかと思います。

大事なのは、PPPに対する役所としての窓口の一元化だと思うのです。市民や民から見たとき、一番そこが求められるところでありまして、PFIということだけに特化しますと、その辺が薄まってしまって、いわゆる事業担当課、現下の給食センターとか給食を扱う課が独断専行でやってしまう。そうすると、PPP室は後を追いかけていくような形になってしまって、本末転倒なことになってしまうことがございますから、ちょっと前には市民協働というものはやったときに、市民協働課が庁内の一元化の窓口として各自治体に設置されているところが今も多いと思うのですが、そのようなことで幅広く公民連携を一元化してやっていく部署ということで、改めて設置をいただければありがたいと思います。

2点目でございますが、評価のところでございますけれども、前回の私の発言なども踏まえて加えていただいたのかなと思います。本当にこうしたことが大事でございます。今、行政評価も少し曲がり角になってきておりまして、いろいろな少子高齢化等の現状になって、民との連携のもとで評価をどうしていくのかが問われているわけでありまして、実際に私も多くの自治体で行政評価委員をやらせていただいているのですが、そこでも今、改定の時期に入ってきておりまして、その中に新しい公民連携を視点に入れていこうということは、いろいろな需要があります。

私がかかわらせていただいているところに関しましては、そういったことを考えていきたいと思っております。来年度、これを私は自分の研究テーマにしようと思っております。

今後とも、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

リストができるのは大変価値があると思うのですけれども、価値のある情報を入れるところだと思うのです。なので、役割とか権限が非常に大きいかなと。余りやっていないところは美しく書こうとするし、やっているところは自虐的に書いたりするものなので、その辺をうまく聞いた側が目線をそろえるという作業が必要ですね。

そういう意味では、役割とか権限という抽象的な概念よりも、もうちょっと細かく具体的なチェックポイントを持って書いたほうがよくて、例えば、一番大きいのは案件の差し戻し権みたいなものがあるかどうかだと私は思っているのです。

さいたま市みたいな事前協議制度を持っていれば、それはあるのですけれども、案件が

知らない間に挙がってきたときに、公共事業でやるのはおかしいでしょうと。ちゃんとPPPを検討しましたかみたいなことを差し戻しするという権限を持っているところが幾つかあるので、それは一つ大きいかなと思う。

もう一つは、窓口の一元化、ワンストップと称しているけれども、民間が相談したときに電話を取り次ぐだけだったりする。それはだめで、担当課と民間が接触するときに、その取りまとめ課が同席するぐらいのことをやると、コミュニケーションがすごく進むのです。これは横浜で始めて成功したのだと思うのです。

なので、ワンストップの窓口をちゃんと持っているかとか、差し戻し権なり拒否権を持っているかみたいなぐらいのところまで詰めて聞いていると、すごく生きる情報になると思います。いろいろなところにいるいろいろな細かなポイントがあるので、こちらでわかる範囲のことは情報提供しますけれども、当たりさわりのないリストにしないために、もう一段深く考えたほうがいいかなと思います。

PDCAは、単に流しているだけではなくて、よくなるという、何がよくなって何がいいのみたいな差をしっかりと出していくということがすごく大事で、そこまでできているところは実は余りないですね。

事例の中で、何件かヒアリングをされて、35ページです。リストによると、枚方市と木更津市は案件が1件しかないということなので、上の定義だと継続的に実施しているを書いてあるので、これは継続的ではないのではないかという話になるので、きっとほかにあるのでしょね。

あるのだけれども、木更津に関していうと、我々もかかわってやった割には余り進んでいないのは、なぜなのかはすごく知りたいところがあって、逆の評価といいますか、しっかり指針を持っている、体制もできているのだけれども余りプロジェクトが出てこないとはどういうことかという、そこは知りたいですね。そこが解き明かされないと、目的と手段が入れかわってしまうみたいなのがありますよね。体制をつくれれば進むものではないというところは結構重要な、こういうものは事例としてはすごくいいのです。

何か言っていましたか。ほかにもいっぱいやっているけれどもも言っていましたか。どうですか。人口もふえてすごく活性化しているまちなので、いろいろ案件はあるはずなのですけれども、余り意外にない。

○下長専門委員 木更津市は庁舎の検討で建設費の高騰がちょうどかぶって、予算の見直しが追いつかずに途中で参加者が見込めなくて断念したという経緯があります。環境のリスクというか、市場環境リスクみたいなもので、そういう意味でも御苦労された。やる気は多分、非常にある自治体だと理解しているのですが、御苦労されているのかなと。

○根本部会長 そういう情報はずばり書けないとしても、何かそういうものがあるよね。本当に進めるためのイネイablerとは何なのかという、体制は必要条件です。

○下長専門委員 今、根本先生がおっしゃった、指針とか体制は割と全国でかなりの自治体がPFIの推進指針とかをつくられているのですが、恐らく案件が出ていない自治体は結構

あるのかなど。そのあたりが多分、形はできているけれども進んでいないというあたりで、逆にどういったところが要因なのか、確かに興味は少しありますね。

○根本部会長 権限を持っていないからではないかと思えますけれどもね。

○下長専門委員 形骸化しているか何らかの事情でワークできていないのかなど。

○根本部会長 権限と責任は裏腹なのです。

一応、議事は終了しましたが、ほかに先生方、御意見はありますか。改めて見てみるとこんなこともあるなどというものがあれば。

○下長専門委員 意見なのですけれども、これは手引という名前でまとめられているということで、多分、自治体の実務の方がわかりやすくPFIを進めるのだというあたりにとっつく資料になるのかなというところで、冒頭でアクションプランも含めて、なぜPFIとかPPPを、検討しなければいけないという印象ではなくて、検討する本質的な意義をぜひ伝えていただきたいという、優先的規程があつて、国がやれというからやるのだということでは決してないと思うのです。

そのあたりの冒頭のニュアンスの伝え方が非常に重要なのかなという、ネガティブに捉えられて、例外規程のほうに逃げていくとか、そういうことにならないように、前向きに検討していただくような導入をしていただければ、非常に優位性が高いのではないかと感じました。

○根本部会長 そういう意味では、規程の制定状況もそうなのですけれども、その後の案件の出ぐあいも常にフォローして開示していくということでしょうね。

先生方、いかがですか。よろしいですか。

それでは、一応議事は終了ですけれども、事務局から。

○森企画官 最後のページで、次回の部会についてという紙で説明をさせていただきたいと思えます。

本日、いただいたいろいろな御意見を踏まえて、さらに深掘りして、本当に自治体にとって有益な情報になるような手引にしたいと思いますので、素案を次回示させていただきたいと思えます。

39ページにありますが、今回は、本日、一つできなかったところがあつて、簡易な検討における数値設定等で、先ほど先生方からもVFMの関係で言われましたけれども、そういったところの調査を今、実施しているところでございまして、本当にどこまでできるかはありますが、そこを次回の部会でお出しして御議論いただければと思っております。

後で速報は紹介させていただきますけれども、優先的検討規程の策定状況とか中間フォローアップの調査結果について、これも次回の部会で説明させていただきたいと思えます。

今年度、優先的検討支援事業を5つの自治体でやっております。その中間報告もさせていただければと思えます。

説明は以上でして、今回は11月24日木曜日の10時からで、開催させていただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○根本部会長 事務局からの御連絡は以上ということで、次回は11月24日ということで、それまでの間、事務局でまとめていただいて、きょう、いただいた御意見を反映させていただきます。

以上で終了いたします。どうもありがとうございました。